

平成22年2月2日

障がい者制度改革推進会議の傍聴、情報提供及び取材協力について

1 傍聴

「議長は、会議室の状況等を勘案の上、報道関係者、関係団体の役員等の傍聴を認めることができる。」(開催要領)[H22.1.12 決定]

- ・ 傍聴については、十分な広さをもった会議室の確保に努め、報道関係者に加えて会議室の広さに応じて一般傍聴を認める。
- ・ 傍聴の案内は、原則として、会議開催日の1週間前までに内閣府のウェブサイト上に掲載して傍聴希望者を募る。収容可能数を超える申し込みがあった場合には抽選により傍聴者を決め、会議開催日の2営業日前までに、傍聴できる方へその旨を連絡する。

2 インターネットを通じた情報提供

「毎回の会議の様相については、インターネットを通じて、広く一般に配信することにより公開する。」(開催要領)[H22.1.12 決定]

- ・ 会議の議場の映像(動画)、音声、手話(動画)及び要約筆記の文字情報を提供する。
- ・ 配信は、オンデマンド方式とする。(会議場で上記の動画、音声等を記録し、それを内閣府のウェブサイト上で公開する。)

3 報道機関の取材への協力

報道機関によるカメラ取材への協力は、以下に則して行う。

- ・ スチールカメラによる撮影は会議の冒頭のみとする。
- ・ ムービーカメラによる撮影を希望する報道機関に対しては、会議の冒頭における撮影を可能とする。これに加え、設置場所を固定したムービーカメラによる撮影は、設置場所を指定し、会議の妨げとならないことを条件として、会議の全体を通して認める。